

政令第六十八号

公職選挙法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第九十四号）の一部の施行に伴い、並びに公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十条の五第四項から第六項まで、第三十条の十六、第四十九条の二第一項、第二百六十九条及び第二百七十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の三第一項を次のように改める。

法第三十条の五第一項の規定による申請は、当該申請をする者（以下この章において「在外選挙人名簿登録申請者」という。）が、在外選挙人名簿に関する事務について当該在外選挙人名簿登録申請者の住所を管轄する領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下この章及び第四百二十二条において同じ。）（法第三十条の五第二項に規定する総務省令・外務省令で定める地域にあつては、同項に規定する総務省令・外務省令で定める者。第二号並びに次項第二号及び第三

号を除き、以下この章及び第四百四十二条において同じ。）に対して、自ら又は総務省令で定めるところにより総務省令で定める者を通じて、法第三十条の五第一項の規定による申請書（以下この条及び第二十三条の六第一項において「在外選挙人名簿登録申請書」という。）を提出し、かつ、次に掲げる書類（当該在外選挙人名簿登録申請者が他の法令の規定により当該領事官に住所に関する届出を行っている場合であつて総務省令で定めるときは、第一号に掲げる書類）を提示して、しなければならない。

一 当該在外選挙人名簿登録申請者の旅券（旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十一条の規定により旅券を返納したことその他の特別の事情により旅券を所持していない場合には、当該在外選挙人名簿登録申請者の資格又は地位を証明する書類（当該在外選挙人名簿登録申請者の写真を貼り付けてある書類その他の総務省令で定める書類に限る。））

二 当該在外選挙人名簿登録申請者が、在外選挙人名簿に関する事務について当該在外選挙人名簿登録申請者の住所を管轄する領事官の管轄区域（法第三十条の四第一項に規定する管轄区域をいう。以下この号及び次項において同じ。）内に住所を有することとなつた日として在外選挙人名簿登録申請書に記載された日から申請の日（法第三十条の五第三項第一号に定める日をいう。以下この号及び次項において

同じ。)までの間(以下この号及び同項において「住所要件期間」という。)、引き続き当該管轄区域内に住所を有することを証するに足りる文書(申請の日において住所要件期間が三箇月以上である場合には、当該在外選挙人名簿登録申請者が当該管轄区域内に引き続き三箇月以上住所を有することを証するに足りる文書)

第二十三条の三第二項を削り、同条第三項中「申請の日後」を「申請の日以後」に、「(第七項)」を「第六項」に、「に掲げる場合」を「の各号に掲げる場合のいずれか」に、「同条第一項の規定による申請書」を「在外選挙人名簿登録申請書」に改め、同項第二号中「当該」を「在外選挙人名簿に関する事務について申請時住所」に、「法第三十条の五第一項の規定による申請書」を「在外選挙人名簿登録申請書」に、「(次号及び第七項)」を「をいう。次号及び第六項」に、「申請時住所」という」を「同じ」に改め、同項第三号中「申請時住所」を「在外選挙人名簿に関する事務について申請時住所」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「の申請」を「の規定による申請」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第三項第三号」を「第二項第三号」に改め、同項ただし書中「により」の下に「在外選挙人名簿登録申請書を提出した」を加え、同項を同条第四項とし、同条第六項中「在外選挙人名簿の登録の申請書」を「在外選

挙人名簿登録申請書」に、「の在外選挙人名簿に登録される資格」を「に係る在外選挙人名簿の被登録資格（同項に規定する在外選挙人名簿の被登録資格をいう。以下この章において同じ。）」に、「第三項第三号」を「第二項第三号」に、「在外選挙人名簿に登録される資格」を「在外選挙人名簿の被登録資格」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「の在外選挙人名簿に登録される資格」を「に係る在外選挙人名簿の被登録資格」に、「第三項第三号」を「第二項第三号」を「第二項第三号」に改め、同項を同条第六項とする。

第二十三条の三の次に次の一条を加える。

（在外選挙人名簿への登録の移転の申請の手続）

第二十三条の三の二 法第三十条の五第四項の規定による申請は、当該申請をする者（以下この章において「在外選挙人名簿登録移転申請者」という。）が、同項に規定する市町村の選挙管理委員会に対して、自ら又は総務省令で定めるところにより総務省令で定める者を通じて、同項の規定による申請書（次項において「在外選挙人名簿登録移転申請書」という。）を提出し、かつ、当該在外選挙人名簿登録移転申請者の旅券又は当該在外選挙人名簿登録移転申請者の資格若しくは地位を証明する書類（当該在外選挙人名簿登録移転申請者の写真を貼り付けてある書類その他の総務省令で定める書類に限る。）を提示して、しな

なければならない。

2 在外選挙人名簿登録移転申請者は、当該在外選挙人名簿登録移転申請者が在外選挙人名簿登録移転申請書を法第三十条の五第四項に規定する市町村の選挙管理委員会に提出した時の属する日以後法第三十条の六第五項の規定による在外選挙人証（同条第四項に規定する在外選挙人証をいう。以下同じ。）の交付を受けた日若しくは第二十三条の六第二項の規定による在外選挙人名簿への登録の移転（法第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をいう。以下この章及び第三十条において同じ。）をしなかつた場合の通知を受けた日又は当該在外選挙人名簿登録移転申請者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇月を経過するに至つた日のいずれか早い日までの間に、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するに至つたときは、直ちに、文書でその旨を在外選挙人名簿登録移転申請書を提出した市町村の選挙管理委員会に届け出なければならない。

一 在外選挙人名簿登録移転申請書に転出先として記載された国外における住所と異なる国外における住所を定めた場合

二 氏名その他総務省令で定める事項に変更が生じた場合

3 前項各号に掲げる場合に該当する旨の同項の規定による届出は、それぞれ同項各号に掲げる場合に該当する事実を証するに足りる文書を添えて、しなければならない。ただし、当該在外選挙人名簿登録移転申請者が他の法令の規定により市町村長又は領事官に住所、氏名その他総務省令で定める事項に関する届出をしている場合であつて総務省令で定めるときは、この限りでない。

第二十三条の四第一項中「の在外選挙人名簿に登録される資格」を「に係る在外選挙人名簿の被登録資格」に改め、同条第二項中「当該」を「法第三十条の五第一項の規定による」に、「在外選挙人名簿に登録される資格」を「在外選挙人名簿の被登録資格」に改め、同条に次の二項を加える。

3 市町村の選挙管理委員会は、必要に応じ、在外選挙人名簿登録移転申請者に係る当該市町村における在外選挙人名簿の被登録移転資格（法第三十条の六第二項に規定する在外選挙人名簿の被登録移転資格をいう。次項及び第二十三条の五の二第三項において同じ。）につき調査しなければならない。

4 在外選挙人名簿登録移転申請者は、法第三十条の五第四項の規定による申請に関し、市町村の選挙管理委員会から求められたときは、当該市町村における在外選挙人名簿の被登録移転資格を有することを証するために必要な文書を提出し、又は必要な説明をしなければならない。

第二十三条の五の見出しを「（在外選挙人名簿の被登録資格の確認等）」に改め、同条第一項中「の当該」を「に係る当該」に、「の在外選挙人名簿に登録される資格」を「における在外選挙人名簿の被登録資格」に改め、同条第三項中「の在外選挙人名簿に登録される資格」を「における在外選挙人名簿の被登録資格」に改める。

第二十三条の五の次に次の一条を加える。

（在外選挙人名簿登録移転申請者の国外における住所に関する意見等）

第二十三条の五の二 法第三十条の五第五項の規定により市町村の選挙管理委員会が外務大臣に対して行う

在外選挙人名簿登録移転申請者（当該市町村の選挙人名簿から抹消された者を除く。次項において同じ。

）の国外における住所に関する意見の求めは、総務省令で定めるところにより、その旨及び当該在外選挙

人名簿登録移転申請者の氏名その他総務省令で定める事項を外務大臣に通知して行うものとする。

2 法第三十条の五第六項の規定により外務大臣が市町村の選挙管理委員会に対して述べる在外選挙人名簿

登録移転申請者の国外における住所に関する意見は、総務省令で定めるところにより、他の法令の規定に

よる住所に関する届出その他の方法により知った当該在外選挙人名簿登録移転申請者の住所に関する事実

に基づき、当該市町村の選挙管理委員会に通知して述べるものとする。

3 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村における在外選挙人名簿の被登録移転資格を有することについて確認が得られない在外選挙人名簿登録移転申請者について在外選挙人名簿への登録の移転をしてはならない。

第二十三条の六の見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条中「在外選挙人名簿の登録の申請書」を「在外選挙人名簿登録申請書」に改め、「(第二十三条の十四において「經由領事官」という。)」を削り、同条に次の一項を加える。

2 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿登録移転申請者について在外選挙人名簿への登録の移転をしなかつたときは、遅滞なく、理由を付して、その旨を当該在外選挙人名簿登録移転申請者に通知しなければならぬ。

第二十三条の七第一項中「法第三十条の六第三項に規定する」を削り、同条第二項中「添えて、」の下に「在外選挙人名簿に関する事務について」を加え、同条第三項中「前項の」の下に「規定による」を加え、同条第五項中「第二十三条の四」を「第二十三条の四第一項及び第二項」に、「の在外選挙人名簿に登録さ

れる資格」を「に係る在外選挙人名簿の被登録資格」に、「当該申請」を「法第三十条の五第一項の規定による申請」に、「在外選挙人名簿に登録される資格」を「在外選挙人名簿の被登録資格」に改め、同条第六項中「においては」を「には」に改め、同項ただし書中「により」の下に「第二項の規定による」を加える。

第二十三条の八第一項中「には、」の下に「在外選挙人名簿に関する事務について」を加え、同条第三項中「においては」を「には」に改め、同項ただし書中「により」の下に「第一項の規定による」を加える。

第二十三条の九第一項中「者は、」の下に「国内の市町村（その登録されている在外選挙人名簿の属する市町村を除く。）の」を加え、「又は」を「若しくは」に、「において住民票が新たに作成された」を「の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附票に記載された」に改め、「経過した場合」の下に「（第二十三条の十三第二項の規定により在外選挙人名簿の表示を消除された場合を除く。）又は第二十三条の第十四第二項の規定による通知を受けた場合」を加える。

第二十三条の十第一項中「氏名、」を「氏名及び」に改め、同条第二項中「第三十条の六第三項の規定による」を「第三十条の六第四項若しくは第五項の規定による在外選挙人証の」に、「及び」を「又は」に、

「又は」を「、又は」に、「若しくは」を「、若しくは」に改める。

第二十三条の十三を次のように改める。

（在外選挙人名簿の表示の消除）

第二十三条の十三 市町村の選挙管理委員会は、法第三十条の十第一項の規定により、法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条の規定により選挙権を有しなくなった旨の表示をされた者についてその事由がなくなったことを知った場合には、直ちにその表示を消除しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、法第三十条の十第一項の規定により住民票が国内の市町村において新たに作成された旨の表示をされた者（その登録されている在外選挙人名簿の属する市町村において新たに住民票が作成された者に限る。）について当該市町村に法第三十条の五第四項に規定する国外転出届がされた後に当該市町村の区域内に住所を有しなくなったことを知った場合には、直ちにその表示を消除しなければならない。ただし、当該表示がされた日以後にその者に係る住民票が国内の他の市町村において作成された場合は、この限りでない。

第二十三条の十四第一項中「第三十条の十一」の下に「（第一号及び第二号に係る部分に限る。）」を加

え、「經由領事官」を「法第三十条の六第四項又は第五項の規定によりその者の在外選挙人証の交付の經由に係る事務を行った領事官（次項及び第三項において「經由領事官」という。）」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 市町村の選挙管理委員会は、法第三十条の十一（第三号に係る部分に限る。）の規定により当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者を在外選挙人名簿から抹消したときは、遅滞なく、理由を付して、その旨を外務大臣及び經由領事官を経由して、その者に通知しなければならない。

第二十三条の十五中「登録の際に登録されるべき」を「在外選挙人名簿の登録（在外選挙人名簿への登録の移転に係るものを除く。以下第六十五条の二までにおいて同じ。）の際に在外選挙人名簿の登録をされるべき」に改め、同条に次の一項を加える。

2 外務大臣は、在外選挙人名簿に登録されている者について在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかつたこと（その者の国外における住所に関するものに限る。）

を知つたときは、遅滞なく、その旨を当該在外選挙人名簿から抹消すべき者が登録されている在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

第二十三条の十七第一項中「氏名、」を「氏名及び」に改める。

第二十三条の十八の見出しを「（申請等に関する書類の保存）」に改め、同条第一項中「法第三十条の五第一項」を「市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿の登録をされた者又は在外選挙人名簿への登録の移転をされた者に係る法第三十条の五第一項若しくは第四項」に改め、「申請、」の下に「第二十三条の三の二第二項若しくは」を、「関し、」の下に「当該」を加え、「以下「申請書等」という。」は、次項に規定するものを除き、当該申請書等」を「を、これらの書類」に改め、「市町村の選挙管理委員会において」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿の登録をされなかつた在外選挙人名簿登録申請者又は在外選挙人名簿への登録の移転をされなかつた在外選挙人名簿登録移転申請者に係る法第三十条の五第一項若しくは第四項の規定による申請又は第二十三条の三の二第二項の規定による届出に関し、当該市町村の選挙管理委員会に提出された書類を、これらの書類を受理した日から五年間、保存しなければならない。

第三十条中「登録されたもの」の下に「（第二十三条の十三第二項の規定により在外選挙人名簿の表示を消除された者を除く。）」を加え、「在外選挙人名簿に登録される」を「在外選挙人名簿の登録又は在外選

挙人名簿への登録の移転がされる」に改める。

第六十五条の二を次のように改める。

（在外選挙人名簿に登録されている選挙人のうち選挙人名簿に登録されているもので政令で定めるもの）

第六十五条の二 法第四十九条の二第一項に規定する在外選挙人名簿に登録されている選挙人のうち選挙人名簿に登録されているもので政令で定めるものは、国外から国内へ住所を移した後、法第二十二条第一項若しくは第三項、第二十四条第二項又は第二十六条の規定により当該選挙人名簿に登録された者とする。

ただし、再び国外へ住所を移した者であつて、在外選挙人名簿の登録をされたもの又は第二十三条の十三第二項の規定により在外選挙人名簿の表示を消除されたもの（当該表示を消除された後に再び国内に住所を移した者のうち、第十六条の規定により当該選挙人名簿の表示を消除されたものであつて総務省令で定めるものを除く。）は、この限りでない。

第六十五条の十四中「で、国外から国内へ住所を移した後、法第二十二条第一項若しくは第三項、第二十四条第二項又は第二十六条の規定により選挙人名簿に登録された者は、」を「のうち選挙人名簿に登録されているもので第六十五条の二に規定するものは、当該」に改める。

第四百四十一条の二第二項中「第十一条第三項（住所）の下に「及び在外選挙人名簿の登録」を加え、「及び第三項」を「、第三項、第五項及び第六項」に、「、第三十条の十、」を「及び第二項、第三十条の十第二項、」に改め、「、第三十条の十三」を削り、「第四十八条の二第二項から第四項まで」の下に「及び第七項」を加え、「第二百六十三条第二号」を「第二百六十三条（第二号に係る部分に限る。）」に、「市」を「市」に改め、「限る。）」の下に「及び第三十条の十三第一項（在外選挙人名簿の登録に関する部分に限る。）」を加え、同条第二項中「並びに第十五条の二第一項」を「、第十五条の二第一項、第三十条の四第二項、第三十条の五第四項、第三十条の十第一項、第三十条の十三第一項（在外選挙人名簿の登録に関する部分を除く。）」、「第三十条の十四第一項並びに第四十四条第三項」に改める。

第四百四十一条の三第一項中「第二十三条の二」を「第二十三条の二第一項、第二十三条の三の二第三項、第二十三条の五、第二十三条の五の二第一項及び第三項、第二十三条の九第一項、第二十三条の十第一項、第二十三条の十三第二項、第二十三条の十四、第二十三条の十七第一項、第二十九条第一項（市の区域に関する部分を除く。）」、「第三十条、第三十四条の二第一項（選挙人名簿の登録に関する部分に限る。）」、「第三十四条の三第一項、第三十五条第一項」に改め、「第五十六条」の下に「、第六十五条の十四」を加え、「

第四百四十二条の二」を「第四百四十二条の二第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。

(日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部改正)

2 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「第三十条の六第三項」を「第三十条の六第四項」に、「場合にあつては」を「場合には」に改める。

理由

公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、国外に転出する選挙人名簿に登録されている者等に係る在外選挙人名簿への登録の移転等に関し必要な事項を定めるとともに、在外選挙人名簿の表示の消除等に係る規定の整備を行う必要があるからである。